

2012年度
破産法講義
9

関西大学法学部教授
栗田 隆

破産債権（1）

1. 概説
2. 破産債権の権利行使の制限
3. 破産債権の要件

破産債権の意義

- 要件（2条5項） 破産者に対し破産手続開始前の原因に基づいて生じた財産上の請求権（例外あり）。財団債権に該当するものは除かれる。
- 効果（100条） 破産手続に参加して配当を受けることができる債権。これに付随して、破産手続によらなければ行使できないという効果が認められている（例外あり）。

破産法は、要件の面から破産債権を定義している。

破産債権の権利行使の制限（100条1項）

- 包括的な執行手続である破産手続が開始されているので、破産財団に属する財産に対する個別の権利行使は許されない。
- 破産者の自由財産に対する権利行使も許されない。裁判外の請求も許されるべきでない。
- 租税等の請求権について例外あり（100条2項、43条2項）
租税優先の原則

破産債権の要件（2条5項）

- 破産者に対する財産上の請求権 破産者の一般財産から満足を受けらるべき人的請求権
- 金銭に評価できる請求権
- 執行することのできる請求権
- 破産手続開始前の原因に基づいて生じた債権
- その他 破産手続開始の当時に満足を受けていないこと

破産者の一般財産から満足を受けべき人的請求権

- 人的請求権の中心は、債権的請求権であるが、扶養料請求権のような親族法上の請求権も、破産者の一般財産から満足を受けけるものである限り、破産債権に含まれる。
- 次のものと区別しなければならない。
 1. 物権的請求権 取戻権になる (62条)。
 2. 物的担保権 その多くは別除権となる (2条9項)

金銭に評価できる請求権

- 金銭給付によって満足させられる請求権を指す。
 1. 代替的作為債権 代替執行によって実現され、費用支払請求権に転化する。
 2. 不代替的作為請求権や不作為請求権 それ自体は金銭に評価できない請求権であるが、破産手続開始前の債務不履行により生じた損害賠償債権は、金銭賠償の原則（民417条）により金銭債権である。
- 金銭評価ができればよく、金額が確定していることは必要ない。判決等の債務名義も必要ない。

執行することのできる請求権

- 破産手続が包括的な執行手続（強制的な権利実現手続）の性格を有することに基づく要件である。
- いわゆる自然債務に対応する権利（例えば、消滅時効にかかった債権）は、破産債権にならない。
- 遺贈による請求権は、遺贈者（破産者）の死亡前にあっては単なる期待権とみられ、破産債権とはならない。

破産手続開始前の原因に基づいて生じた請求権

- 基本的構成要件が破産手続開始前に充足されていれば足りる（基本部分具備説）。
- 条件付債権、期限未到来の債権でも、保証債務履行前における保証人の求償権のような法定条件付債権（将来の請求権）でもよい。（103条3項・4項参照）。

次のものも破産債権となる（97条）

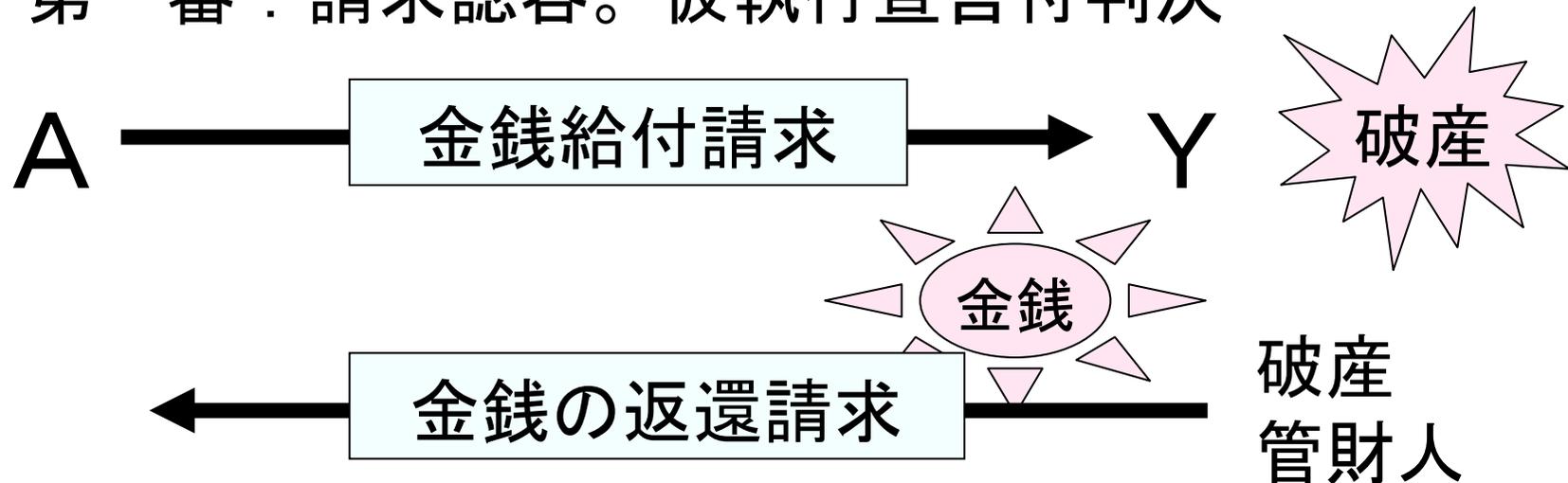
- 破産債権に付帯する債権（1号-3号）
- 破産手続開始後の租税等の請求権（4号）
- 加算税等（5号）
- 罰金等の請求権（6号）
- 破産手続参加の費用（7号）。
- 双務契約の終了に伴う債権（8号-10号）
- 破産手続開始後の為替手形の引受け・支払いによる求償債権（11号）。
- 否認の相手方の償還請求権（12号）

破産手続開始前に原因がある請求権であるが、 財団債権となる例(148条)

- 破産手続開始当時に納期限未到来又は到来から1年を経過していない租税等の請求権（1項3号）
- 双方未履行の契約について履行が選択された場合(53条1項)の相手方の請求権(1項7号)。
- 遺贈に付された負担の請求権（2項）

仮執行による満足と債務者の破産

第一審：請求認容。仮執行宣言付判決



控訴審に訴訟が係属中に仮執行がなされた。

判決確定前にYが破産し、仮執行により給付された金銭について破産管財人が返還を請求した。

最高裁判所平成13年12月13日決定

- 仮執行宣言付判決に係る事件が上訴審に係属中に債務者が破産宣告を受けた場合において、仮執行が破産宣告当時いまだ終了していないときは、破産法70条1項本文(現42条2項本文)により仮執行はその効力を失い、債権者は破産手続においてのみ債権を行使すべきことになるが、
- 他方、仮執行が破産宣告当時既に終了していれば、仮執行も終局的満足の段階にまで至る点において確定判決に基づく強制執行と異なるところはないから、破産宣告によってその効力が失われることはない。

優先的破産債権と劣後的破産債権

破産債権は、配当を受ける順位の点から、次のように区別され、先順位の債権が満足を受けた後で、後順位の債権が満足を受ける。

1. 優先的破産債権
2. 一般の破産債権
3. 劣後的破産債権
4. 約定劣後破産債権

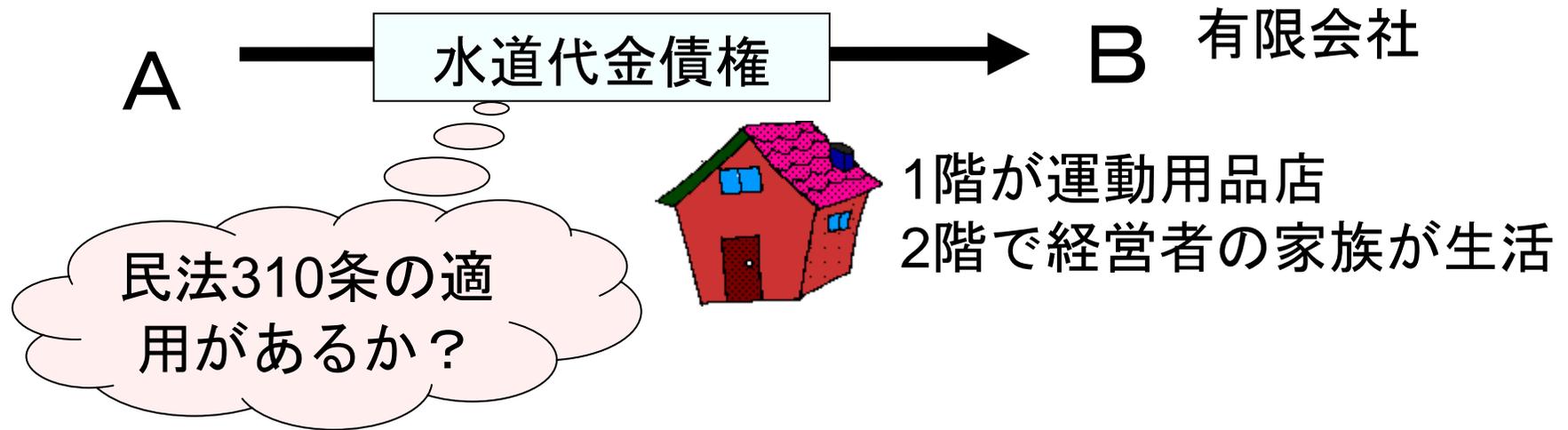
優先的破産債権（98条）

1. 一般の先取特権のある債権 例：民法306条
 2. その他の一般の優先権のある債権 例：租税債権、企業担保権
- 「一般の」＝「債務者の総財産を対象とする」
 - 一般の先取特権等を別除権として扱って、破産手続外での権利行使を認めると、債務者の総財産を対象とする破産手続の追行が困難になる。

租税等の請求権

	劣後的破産債権 (99条1項1号)		優先的破産債権 (98条1項)	財団債権 (148条1項)
開始前に原因			その他 (国税徴収法 8条等)	開始当時に納期限 到来から1年経過 していないもの (148条1項3号)
開始後に原因	加算税又は加算金の請求権 (97条5号)	延滞税等 (97条3号・4号)		破産財団に関する費用に該当するもの (148条1項2号)

最判昭和46年10月21日民集25-7-969



民法310条の債務者は自然人に限られ、法人は右債務者に含まれず、この結論はいわゆる個人会社であっても同じである。

雇用関係により生じた債権（民法308条）

- 雇主の属性にかかわらず、無制限に一般の先取特権の保護を受け、優先的破産債権となる。身元保証金返還債権、賃金債権、退職金債権など
- 使用人や雇用関係に該当するかは、実質的に判断される。個人的労務の提供により個人の生活に必要な金銭が支払われているかが重要。委任・請負の形式をとってこれにも含まれる。
- 149条により財団債権となるものもある。

社内預金

- 原則として 先取特権の保護を受けない（東京高判昭和62. 10. 27判時1256-100）。
- 例外 会社が賃金の一定日払いの原則（労基法24条2項）を逃れるために賃金を社内預金に振り替えたような場合は、賃金債権と見てよい。

浦和地判平成5. 8. 16判例時報1482-159

従業員が、病気のため2、3カ月間休職したのち、病気が回復したことから復職を申し出たところ、会社から復職の条件として300万円程度の金員を社内預金名目で会社に預け入れるよう求められたので、銀行預金を中途解約して350万円を社内預金の名目で預けたが、その後、会社が破産した。

この場合に、会社に預けた金銭は、雇傭関係と密接に結び付いた貸付金であり、商法295条[現:民308条]の適用があるとされた。

労働者健康福祉機構が実施する賃金立替払制度

- 破産手続開始申立ての6カ月前の日から2年間以内に退職した者の未払賃金のうちの8割が立替払される。但し、退職時の年齢に応じて56万円～136万円の範囲で上限が設けられている。
- 対象となるのは、労働者が退職した日の6カ月前から立替払請求日の前日までに支払期日が到来している次のもの。
 1. 定期賃金（ボーナスは含まれない）
 2. 退職手当
- 厚生労働省「[未払賃金立替払制度の概要](#)」

劣後的破産債権等 (99条) (1)

- 1項 劣後的破産債権
 1. 97条1項1号から7号の債権 (1号)
 2. 無利息債権の中間利息 (2号-3号)
 3. 定期金債権の中間利息相当分の合計額 (4号)
- 2項 約定劣後破産債権

中間利息の控除

- 1年の定期預金の利率が5%の時に、100万円を1年間預金すると、105万円になる（税金は無視する）。
- したがって、弁済期が破産手続開始の時から1年後に到来する105万円の無利息債権は、破産手続開始時に100万円の債権（普通部分）と評価して配当を与えれば足りる。差額の5万円が中間利息（相当額）と呼ばれ、劣後部分となる

利息の約定のない期限未到来の金銭債権

- 手形金債権が典型である。
- 次のものは、破産手続開始の時点では利息付債権または遅延損害金付債権となっているのが通常である。
 1. 商人間の消費貸借、立替金債権 商法513条
 2. 不法行為債権
 3. 期限の定めのない債権 消費貸借による場合には、民法591条1項、その他の場合については民法412条3項を参照。

定期金債権（期限未到来の部分のみ）

	普通破産債権額	劣後的破産債権額
金額または期限が不確定	評価額（103条2項1号ハ）	（評価額を元本とする 手続開始後の法定利息）
金額および期限の確定したもの	<ul style="list-style-type: none"> ● 定期金の合計額－中間利息相当額、または ● 定期金相当額の利息を生ずる元本額 のうちの小さい方の額	<ul style="list-style-type: none"> ● 中間利息相当額、または ● 定期金の合計額－元本額 （ <u>99条</u> 1項4号）

給料の請求権等の弁済の許可（101条）

- 裁判所は、簡易配当・中間配当前の弁済を許可することができる。
- 要件
 1. 優先的破産債権である給料の請求権、退職手当の請求権であること
 2. 生活維持の困難のおそれがあること

破産管財人による相殺（102条）

- 破産管財人からの相殺は、実質的に見て、破産手続によらない弁済であるので、破産管財人からはできないのが原則である。
- しかし、相手方債権・破産財団所属債権の特質を考慮して、裁判所の許可を得て、破産管財人から相殺することもできる。

破産債権者の手続参加（103条）

- 破産手続開始時を基準にして、各債権を平等に扱う。
- 手続参加の額
 1. 評価額をもってするもの
 2. 債権額をそのまま破産債権の額とするもの

破産債権の等質化

- **金銭化**（103条2項1号イ） **非金銭債権についておこなわれる。**
- **現在化**
 1. **期限の到来**（103条3項）
 2. **数額の現在化**（99条1項2号-4号） **無利息債権の中間利息の控除（劣後化）等。**
- **金額の確定**（103条2項1号ロ・ハ） **不確定金額債権、外国通貨金銭債権についておこなわれる。**

条件付破産債権（103条4項）

打切主義（⇔評価主義）

金額は無条件の債権と同様にして決定する。

条件成就の時期	停止条件付債権	解除条件付債権
最後配当の除斥 期間内	配当	配当不可
その後	配当不可。免責決定があれば、債務者に請求できない	配当。しかし、返還しなければならない